平成２７年（フ）第１６７６号
東京都豊島区西巣鴨４丁目10－２－402
債務者　福島　郁也
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大澤　栄一
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６９０号
東京都武蔵野市境５丁目27―24―101
債務者　谷合美香子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　毅
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６９１号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目９－21
債務者　田沼　貴臣
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島村　和也
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７１１号
東京都板橋区弥生町69―13―102
債務者　飯田壽美男
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　繁夫
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７１５号
東京都国分寺市本町２－21－６－202、住民票上の住所東京都国分寺市東恋ヶ窪３丁目31―22
債務者　大谷木竜二
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　権田　修一
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７７７号
東京都台東区西浅草３丁目20―14
債務者　篠宮　清介
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芹澤　眞澄
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８２５号
東京都練馬区豊玉中３丁目11―18―305
債務者　清水　達則
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　一郎
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８２６号
東京都練馬区豊玉中３丁目11―18―305
債務者　清水美代子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小出　一郎
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９１０号
東京都豊島区池袋２丁目24―５―401
債務者　板橋　保弘
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　哲郎
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９２１号
神奈川県川崎市中原区中丸子798―１―105
債務者　河合　秀憲
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　修平
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９２２号
神奈川県川崎市中原区中丸子798―１―105
債務者　河合江都子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　修平
4　破産債権の届出期間　平成27年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年５月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２号
宮城県登米市迫町佐沼字光ケ丘138番地２
債務者　松下　志穂
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　破産債権の届出期間　平成27年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
仙台地方裁判所登米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第７４号
北九州市八幡西区楠橋南１丁目１番７号
債務者　野上エリンダこと　ＮＯＧＡＭＩ　ＥＲＬＩＮＤＡ　ＢＡＴＯＣＴＯＹ
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５７号
函館市鍛治２丁目30番11号
債務者　其田　俊雄
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５９号
函館市美原２丁目11番１号
債務者　前沢　瑞加（旧姓筑田）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
函館地方裁判所